

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年4月17日(水) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太田 修	尾上 昭則	出射 實	宮本 英美
由喜門 尊	藤原 由果	宇津木 康文	石黒 五月
藤原 和正	大森 茂利	久山 英之	

4. 農地利用最適化推進委員

山本 昌明	服部 千敏	松本 英樹	高田 和之
時實 乙伊	山崎 徹	大河原 律夫	佐藤 辰也
田中 伸五	正富 清人	吉田 宏	山内 桂三
小西 健文	大森 幹男	福池 正美	時岡 加卓
大森 文生	山本 祐章	久米 啓之	

欠席委員

岡崎 浩

5. 議事に参与した者

事務局 伊藤 雅浩

事務局 藤原 将也

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

「1, 679㎡」。農地までの距離「20, 000m」。耕作面積「1, 062㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町下山田2569」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積「3, 767㎡」。農地までの距離「600m」。耕作面積「564, 138㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「4名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在2筆「邑久町下山田2627」。面積「455㎡」。

「邑久町下山田2628」。面積「108㎡」。

登記、現況地目「田」および「畑」。面積「563㎡」。農地までの距離「1, 000m」。耕作面積「104, 040㎡」。

家族数、耕作者数はいずれも「2名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町下笠加904」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「1, 584㎡」。農地までの距離「10m」。耕作面積

「28, 803㎡」。家族数、耕作者数はいずれも「1名」。取得の理

由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。

なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっています。

【6番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡3-1089-1 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在3筆「長船町東須恵1685-2」。面積「1, 143㎡」。

「長船町東須恵1795-1」。面積「1, 197㎡」。

「長船町東須恵1835」。面積「1, 153㎡」。

譲受人は■■県と■■県でレストランを経営しており、今回家庭の事情で■■に転居され、そのときに取得した住居の不動産会社と、譲渡人が相談していた不動産会社と同じであったことから紹介され、経営されているレストランで使用する野菜類、柑橘、果物類を作る目的で取得されるものです。譲受人の住居はシェアハウスで、同居している方と一緒に営農をされるとのことで、特に問題ありません。

議長 続きまして、2番案件について、岡崎委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 2番案件について、申請農地の西側に譲渡人の宅地があり、空き家となっております。この度、この空き家について譲受人が取得するに至りましたが、今回申請の農地は宅地からしか進入口がなく、宅地と農地の所有者が別になると農地へ進入できないことから、宅地と農地を一体的に取得するという話で話がまとまったようです。譲受人は既に耕作面積が10,000㎡程あり、実際に農業をされているため問題はないと考えます。事務局からは以上です。

議長 続きまして、3番案件、4番案件について、正富委員より説明をお願いします。

正富委員 3番案件について、譲渡人は現在■■在住で帰ってくる予定がないため譲受人に購入依頼があったとのこと。申請地は以前から耕作されている農地で、譲受人は地域で中心的に稲作をされている農家であるため、問題ありません。

続きまして、4番案件についてご説明します。

以前から譲受人が耕作されており、譲渡人より今回購入依頼があったので了承したということです。以前よりきちんと耕作されているため問題ありません。

議長 続きまして、5番案件、吉田委員より説明をお願いします。

吉田委員 5番案件について、譲渡人は元々この地区の出身ですが、今は■■市に居住されています。このたび譲受人との間で売買の話がまとまったもので、問題ありません。

議長 続きまして、6番案件について大森委員より説明をお願いします。

大森委員 6番案件について、譲渡人は■■市内に居住されています。年一回シルバー人材センターに依頼して草刈は行っていますが、現状管理ができないため、譲受人に売却をされるものです。隣地の方の承諾も得られており、問題ありません。

議長 続きまして、7番案件、8番案件について時岡委員より説明をお願いします。

資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。こちらに関しては市の開発案件となっております。

位置図は資料6頁をご覧ください。敷島堂邑久総本店があり、この東側に邑久保育園と記載がありますが、すぐ西隣が邑久の学校給食調理上となっており、その間が申請地です。

【2番案件】

譲受人「岡山市東区西大寺射越231番地 製造業 株式会社幡中金網 代表取締役 島田 雄治」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町豆田182」。地目「田」。面積「1,019㎡」。

2人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在2筆「邑久町豆田183」「邑久町豆田187-1」。地目「田」。面積「2,052㎡」。

3人目譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「邑久町豆田184-1」。地目「田」。面積「1,329㎡」。

転用目的「工場」。

施設の概要「工場 1棟 1,013.25㎡」。農地区分10aあたり収量「第1種農地 米450g」。

資金「■ ■」。隣地への被害はありません。

なお、所有権移転設定で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。また、市の開発、及び県の諮問案件となっております。

位置図は資料7頁をご覧ください。ホームセンタータイム長船店の西へ100mに位置しています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「瀬戸内市邑久町上笠加124-3」。地目「畑」。面積「80㎡」。

転用目的「露天駐車場」。

施設の概要「露天駐車場 80㎡」。

農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「■ ■」。

隣地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■ ■です。

位置図は資料8頁をご覧ください。多田電機株式会社から北西へ約200mに位置しています。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町磯上1846-1」。

地目「田」。面積「494㎡」。

転用目的「農家住宅」。

施設の概要「2階建 1棟 109.50㎡、及び農業用倉庫 1棟
200㎡」。

建ぺい率「22.10%」

農地区分10aあたり収量「第1種農地 米420g」。資金
「■■ ■■」。

隣地への被害はありません。

なお、所有権移転で、農用地区域外農地、10aあたり■■ ■■です。

位置図は資料9頁をご覧ください。日本マタイ株式会社から東へ
約300mに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、山崎
委員より説明をお願いします。

山崎委員 1番案件について、譲受人の事業地拡張ということで話がまとまり、排
水等問題ないと思います。

議 長 続きまして、2番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 2番案件について、譲受人は現在の工場が手狭になり、広い場所を探
していたところ譲渡人と話がまとまったものです。工場の排水は浄化槽
で処理し、雨水は近隣の用水路は通らず直接川へ落ちる計画となっている
ため問題ありません。一点気になるのは、許可を出した際に、申請地
区ではどのような種類の有機溶剤を使用しているか、その一覧表を各工
場から提出いただいております。農地を守るためにも、許可をされる際
は提出をお願いしたいです。

事 務 局 承知しました。

議 長 続きまして、3番案件について、吉田委員より説明をお願いします。

吉田委員 3番案件について、譲受人はこの畑を隣の宅地と一体で購入されました。
ここに家を建てるにあたり、駐車場が手狭となることから、駐車場スペ
ースとして使用したいとのことで申請に至ったものです。排水も既に排
水路が整備されており、問題ありません。

議 長 続きまして、4番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

時岡委員 4番案件について、譲受人は現在市外から通作されています。通勤で時
間のロスがあり、譲受人の営農拠点となる農業用施設の隣接地に住宅を
建てたいということで、このたび譲渡人と話がまとまったようです。特
に問題ありません。

議 長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請について、1番から4番までの案件につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番から4番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。
続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、4頁、5頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・利用権移転)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第3号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、承認とします。それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定について、令和6年度5月の通常総会は、5月14日火曜日に瀬戸内中央公民館 1階 視聴覚室で開催予定です。

6月の通常総会は、6月13日木曜日に瀬戸内市中央公民館 1階 視聴覚室で開催予定です。

議 長 他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度4月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年4月17日

議 長 藤 原 和 正

署名委員 由 喜 門 尊

署名委員 藤 原 由 果